

案

原危管発 第 号
2020年 月 日

原子力規制庁 長官官房
緊急事案対策室長 殿

関西電力株式会社 原子力事業本部
原子力安全部門統括 XXXXXXXXXX

大飯発電所1, 2号機廃止措置計画認可に伴う原子力規制委員会が定める照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設への大飯発電所1, 2号機の追加を踏まえた緊急時活動レベル(EAL)に係る運用について(連絡)

標記については、大飯発電所1, 2号機について、廃止措置計画が認可(2019年12月11日認可)され、今後、照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設として原子力規制委員会が定めることが考えられます。その場合の通報・連絡について、下記のとおり運用いたしますのでご連絡申し上げます。

記

1. 運用開始時期

冷却告示^{*1}の改正^{*2}の施行日(公布後)から適用

※1:原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表へ及びち並びに第十四条の表へ及びちの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示。以下同様。

※2:大飯発電所1, 2号機について、原子力規制委員会が定める照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設として追加される旨の改正。以下同様。

2. 対象となる原子力発電所

大飯発電所(1, 2号機)

3. 冷却告示の改正の施行日から原子力事業者防災業務計画修正届出までの間の運用

原子力災害対策指針に定める警戒事象および通報事象等規則に定める特定事象について、添付のEALを用いた通報・連絡を実施する。

4. 原子力事業者防災業務計画修正に係る対応

前項に記載する運用について、所在都道府県、所在市町村および関係周辺都道府県と調整した結果、冷却告示の改正に伴うEALの変更については、次回の原子力事業者防災業務計画の修正にて反映する。

以上

<添付資料>

添付1:大飯発電所原子力事業者防災業務計画別冊(冷却告示の改正の施行日(公布後)より運用開始するEAL)